

28 子ども手当等について

(厚生労働省、内閣府)

【内容】

- (1) 子ども手当の財源については、確実に国が全額負担すること。
また、平成23年10月からの制度の中身を早急に示すとともに、手当の支給事務等を行う市町村等が混乱することのないよう地方の意見をしっかり反映すること。
- (2) 国において検討されている新たな次世代育成支援対策については膨大な予算が必要となるため、地方の負担増とならないような仕組みとすること。
また、保育所整備などのサービス給付については、地方が裁量を持ち創意工夫を生かしながら取り組むことができるような制度とすること。

(背景)

子ども手当について、国は全額国庫で実施するとしていたが、平成22年度は地方の意見が反映されないまま子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みが残り、地方負担が決定された。

平成23年度の子ども手当については、3歳未満の子ども一人につき支給額を月額2万円に増額することなどを主な内容とする法案が1月28日に国会に提出された。しかし、法案成立の目処が立たないことから、国民生活の混乱を回避するため、22年度の制度を半年間延長する「つなぎ法案」が3月31日に成立した。(23年度法案は3月30日に閣議決定のうえ撤回)

「つなぎ法案」の成立により、手当の6月支給が間に合わなくなる事態は回避されたが、支給対象となる子どもの国内居住要件の設定や、保育料・学校給食費を手当から徴収できる仕組みなど、制度の改正は見送られることとなった。

なお、平成23年10月以降の子ども手当については、「つなぎ法案」成立翌日の厚生労働大臣の記者会見において、「地方の意見を聞きながら検討する」との発言があった。また、平成24年度以降における子ども手当の支給については、5大臣合意によると平成24年度予算編成過程において改めて検討することとされている。

現在国が進めようとしている子ども手当を含む新たな次世代育成支援対策について、「子ども・子育てビジョン」によれば、平成19年度の4.3兆円から平成29年度には10.5兆円に増加させる方針が出されているが、その財源をどのように確保するかが課題となっている。

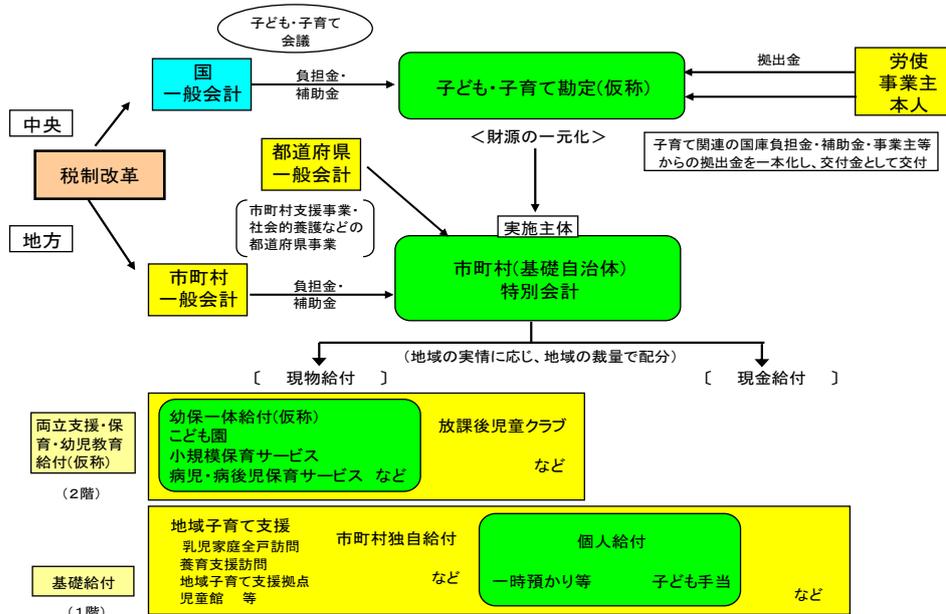
「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築するとされており、平成23年通常国会に法案を提出し、平成25年度の本格施行に向けて、段階的に実施される予定となっていた。しかしながら、現在までに法案は策定されていないばかりか国・都道府県・市町村の詳細な役割分担、財源確保の方法など、具体的な制度設計は明らかになっていない。

(参 考)

◇ 児童手当と子ども手当制度の比較

		児童手当 (21年度)	子ども手当 (22年度)	(23年度法案) 撤回
内容	対象	小学校修了まで (0歳～12歳)	中学校修了まで (0歳～15歳)	
	月額	・3歳未満 1万円 ・3歳以上 第1・2子 5千円 第3子以降1万円	一律1万3千円	・3歳未満 2万円 ・3歳以上 1万3千円
	所得制限	あり	なし	
全国	年間総支給額	1兆160億円	2.7兆円	2.9兆円
	国予算額	2,690億円	1兆4,556億円 (10か月分)	1兆9,479億円
	費用負担	国 2,690億円 事業主 1,790億円 地方(県・市町村) 5,680億円	国 (児童手当制度分は地方負担あり)	
愛知県	対象児童数	78万5千人 (22.2.28現在)	107万4千人 (22.4.1現在)	107万3千人 (22.4.1現在をもとに推計)
	年間総支給額	596億円	1,677億円	1,852億円
	県負担額	151億3,863万円	171億円	179億円
	(市町村への負担)	(21年度決算)		

◇ 子ども・子育て新システムの制度設計のイメージ



◇ 子ども手当に関する5大臣合意 (H22.12.20)【抜粋】

・平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。

◇ 子ども・子育てビジョン (H22.1.29)【抜粋】

・子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える。
・幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度を構築する。

◇ 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱 (H22.6.29)【抜粋】

・子ども・子育て関連のすべての国庫補助負担金、労使の拠出金等を「子ども・子育て勘定(仮称)」に一本化し、市町村に対し「子ども・子育て包括交付金(仮称)」として一括交付
・給付内容は、子ども手当を含むすべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付と、両立支援・保育・幼児教育のための給付の2階建て
・幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化